



● 令和6年4月 ●



保育所・認定こども園（保育所部分）入所申込受付のお知らせ

令和6年4月から、保育所（さかえ保育所・いずみ保育園）・認定こども園（マリア幼稚園保育所部分）に入所を希望する児童の受付を次のとおり行います。

なお、マリア幼稚園の幼稚園部分への申込みは、従来どおりマリア幼稚園に直接申込みしてください。

《申込用紙の配付》

11月1日（水）から各施設及び保健福祉課で配布いたします。

《受付期間》

12月1日（金）～12月29日（金）

※期日厳守（期日を過ぎた場合は、優先順位が後になる場合があります。）

《提出書類》

- ①教育・保育給付認定申請書（兼入所申込書）
- ②個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の写し
- ③就労証明書
- ④場合により、求職中であることを証明するものや診断書など保育の必要性を確認できる書類

⑤保育料納付に係る保証書

（さかえ保育所及びいずみ保育園のみ）

⑥その他各施設で必要とする書類

《保育所・認定こども園（保育所部分）へ入所できる基準》

町内に在住する0歳から5歳までの乳幼児（小学校入学前の子ども）で、保護者（父母等）が次のいずれかの理由により家庭で保育できない場合に入所できます。

- ①居宅外・居宅内で就労している。
- ②妊娠中又は出産前後である。（産前8週／産後8週）
- ③疾病又は障がいがある。
- ④同居又は長期入院等している親族を介護・看護している。
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
- ⑥求職活動をしている。
- ⑦その他、保育ができないと認められるとき。

お問い合わせ先

保健福祉課子ども子育て支援係（☎2-2454）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

～申請はお済みですか？早めに支給要件を確認ください！～

食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。（6月号広報でもご案内しています。）

（1）支給対象者

ひとり親世帯

①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方

→→→申請不要（北海道より5月末に支給済）

②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。

③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

→→→②③は申請が必要です。

その他の世帯 ※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く

①令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者であった方

→→→申請不要（該当者には通知文書を送付し、5月末に支給済。）

②【養育要件】令和5年3月31日時点で18才未満の児童（障害児の場合、20才未満）を養育する父母等（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）かつ

【所得要件】令和5年度町民税（均等割）が非課税の方または、令和5年1月1日以降の収入が急変し、町民税（均等割）非課税相当の収入となった方

→→→申請が必要です。

（2）給付額

・児童1人あたり一律5万円

（3）申請期限

令和6年2月29日

☆詳しくは町ホームページに掲載しています

※該当と思われる方にはお知らせしていますが、お知らせが届いていない方で該当していると思われる方はお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

町民課戸籍医療年金係（☎2-2453）

